

救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.2.1) 改訂のポイント

令和4年2月 消防庁救急企画室

- 救急業務における感染防止対策について、令和2年度「救急業務のあり方に関する検討会」のWGにおいて検討を行い、令和2年12月25日に「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.2.0)」を発出
- 厚生労働省の事務連絡の廃止等を踏まえ、**「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.2.0)」の一部を改訂し、「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.2.1)」** (以下「改訂版マニュアル」という。) **を作成**

1. 主な改訂内容

個人防護具の再利用について

- 「N95マスク等の個人防護具の取り扱いについて」(令和3年11月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、N95マスク等の個人防護具の例外的取扱いに関する事務連絡が廃止されたことを受け、**「個人防護具の再利用」に関する記述を削除**

新型コロナワクチンの接種について

- 「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版 追補版 新型コロナワクチン」(一般社団法人日本環境感染学会)が令和4年1月25日に公開されたことを受けて、「2. 職員の職業感染防止対策」に、**新型コロナワクチンの接種も推奨される旨の記載を追記**

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第4版」(一般社団法人日本環境感染学会)に基づき、傷病者等にサージカルマスクを着用させることが難しい場合は、救急隊員は必ず**十分に目を保護できる**ゴーグル又はフェイスシールドを着用する旨を追記

その他の事項

- 個人防護具の着用例について、感染防止衣を上下着用した写真に差し替え(右写真)
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律104号)の改正を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」の記述を追記

<個人防護具の着用例>



等 (新潟市消防局提供)

2. 各消防本部におけるマニュアルの再整備等

感染防止対策マニュアルを既に策定済みの消防本部にあっては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル再整備を、また、未策定の消防本部にあっては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル整備を図るなど、それぞれ引き続き、救急隊の感染防止対策や資器材の消毒等を適切に実施すること。

3. その他

改訂版マニュアルは消防庁ホームページに掲載
<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/prevention/counterplan002.html>